

---

《研究ノート》

## 体罰に係る大学生の経験と意見 ——授業アンケート結果に基づく——

林 一 夫

---

### 抄録

体罰は学校教育法で禁止されているにもかかわらず、これまで実際には一部で行われてきた。平成24年12月の大阪市立高校の部活動の生徒自死事件を契機に、改めて文科省や教育委員会により体罰厳禁の指導が行われているが、一方には体罰の内容や程度により容認する考えをする者（以下「体罰容認派」と称する）が存在する。本稿は児童生徒の体罰経験や体罰に関する意見について授業内アンケートを行い、それを過去の調査と比較して推移を俯瞰した。その結果、体罰経験率（小中高等学校の時代に体罰を受けた児童生徒の割合）は大きく減少したが、体罰容認率（内容によっては体罰を認める者の割合）はそれほど低下せず高いままとなっていることを、極めて不十分な調査であるがデータで示すことができた。今後は母集団をより広く取り、方法も統計的により適切なものを用いて、より多くの調査結果を蓄積することが重要である。

今後とも体罰根絶に向けて一層の取り組みが必要である。その際には容認派の縮減方策の検討も重要であろう。

### キーワード

体罰、学校教育法第11条、授業アンケート、体罰経験、体罰容認

### はじめに

体罰は、学校教育法第11条で禁止されており、このことは明治12年の教育令の規定までさかのぼる。しかし、実際には体罰は行われており、昭和50年代の校内暴力が盛んな時代には体罰を許容する雰囲気が学校現場にあったと言われる。また、部活動などでは勝利のためにある程度の体罰は許されるという考え方があると言われる。

平成24年12月大阪市立桜宮高等学校のバスケット部の主将（男子17歳）が顧問教師の体罰により自死した事件を契機に、改めて体罰に世間の耳目が集まり問題化した。平成25

年2月、教育再生実行会議は第一次提言で「いじめ」問題に加え、体罰禁止の徹底等を提言した。同年3月には文部科学省が改めて体罰禁止に関する通知（平成19年にも通知が出ている）を発出するとともに、体罰に関する緊急全国調査を行い、その結果を同年4月（一次報告）及び8月（最終報告）に公表した。各教育委員会においても、有識者を集めての方針の決定、調査、研修などが行われてきた。

こうした行政の取り組みにより体罰は減少したのであろうか。そもそも体罰はどの程度行われていたのであろうか。昔に比較すれば減少しているともいわれるがデータで裏づけられないか。体罰をある程度は容認する者がいるか、どの程度いるのか。そもそもそうした人たちは体罰をどう捉えているのか。本稿は以上の問題意識の下に、なるべくデータに基づいて「体罰」の実態を把握するため、5つの授業の中でアンケート調査を行い、その結果を踏まえて考察を行った。

## 既存の調査研究

体罰に関する調査には、行政、マスコミ、大学等の研究者等が取り組んできている。

行政が行うものとしては、文部科学省が教育委員会の協力を得て従前より毎年度行ってきた、公立学校を対象とした「人事行政調査」がある。その中で、体罰を行ったとして懲戒処分や訓告を受けた教員数が公表されてきた。しかし、大阪の事件の関係から平成24年度分についてはこれとは別途に緊急の臨時調査が行われ、それまでの人事行政調査の数値よりもはるかに多くの体罰件数が、平成25年8月に最終報告された。25年度分については、従前からの人事行政調査の一環として行われ、27年1月に公表されている。

マスコミが最近行った代表的なものとしては、大阪の事件の直後に行われた2013年2月の毎日新聞の世論調査及び同年4月の読売新聞の教育世論調査がある。

大学の研究者が行った調査としては多くのものがあると思われるが、公開されたものでは管見の限り、喜多（1988）、栗田（1988）、安田（1997）などがある。以下には上記の既存調査の概要を、本稿の問題意識に即する限りにおいて紹介する。

### 1 文部科学省の緊急調査

文部科学省は、平成24年12月に起きた大阪市立高校の事件を契機に翌年緊急調査を実施した。それによると、体罰の発生件数は平成24年度で国公私立の小中高等学校等で4,152校、6,721件であり、教員一人当たり発生率（発生件数を本務教員数で除したもの）0.66%、被害を受けた児童生徒数14,208人、児童生徒一人当たり発生率0.10%（児童生徒数13,886,772人）であった。25年度は27年1月に公表され、発生件数3,031校、4,175件と減少了した。従って、教員一人当たり発生率及び児童生徒一人当たり発生率も0.41%、0.07%と減少了した。

### 2 2013年2月の毎日新聞の世論調査

2月2、3日の2日間実施したもので、1461世帯から921人の回答を得ている。回答率は63%。質問項目は「大阪の高校生が運動部の顧問に体罰を受けた直後、自殺した。あなたは体罰についてどう思うか」であり、回答の選択肢は「一切認めるべきでない」、「一定の

範囲で認めて良い」の二つである。結果は表1のとおり。

表1 体罰容認の有無

	全体	男性	女性
一切認めるべきでない	53%	43%	62%
一定の範囲で認めてても良い	42%	54%	32%

### 3 2013年4月の読売新聞の世論調査

3月30日、31日の2日間実施。有効回答数は1472人で、回収率は49%。設問は「あなたは、学校での児童生徒への体罰は、どのような場合でも認められないと思いますか、それとも、認めて良いと思いますか」。回答は選択肢を示したものではないが以下のようにまとめられている。

- ・どのような場合でも認められない 39%
- ・場合によっては認めてても良い 55%
- ・認めて良い 4%
- ・答えない 3%

更に、上記で「場合によっては認めてても良い」55%、「認めて良い」4%の計59%の者にその理由について選択肢を示して聞いたところ以下の通り。

- ・スポーツ指導に効果あり 11%
- ・生活指導に効果あり 40%
- ・けがをさせない程度なら許される 29%
- ・児童生徒と信頼関係があれば許される 61%
- ・自分も体罰を受けたことがあるから 11%

### 4 喜多の調査（1982年、1983年）

戦前からの歴史を持つ都内の宗教系の私立大学での調査である。1982年6月に教育原理受講者271名に小中高校での体罰経験を聞いたところ、経験あり220名（81%）、なし51名であった。経験者の男女別では、男性188名（90%）、女性32名（51%）であった。1983年6月にも同じく教育原理受講者224名から聞いたところ、体罰経験あり179名（80%）、なし45名であった。経験者の男女別は、男性161名（83%）、女性18名（60%）であった。

体罰に関する感想を、直後と大学生としてアンケートを受けている時点の2時点で聞いたところ、1982年の調査では、直後には否定的な受け止め方をしている学生が多いが、その後は表2に示すように逆転し肯定的な受け止め方が146名（53%）となり、多くなっている。しかも体罰経験者の方が肯定に回ることが多い（220人中の126名で57%）。これらの傾向は1983年調査でも同様である。

表2 体罰に対する肯定否定の有無（体罰経験の有無別） 単位：人

区分	体罰経験あり	なし	計
肯定	126(57%)	20(39%)	146(53%)
否定	71(32%)	21 (41%)	92(34%)
どちらとも言えず	17(8%)	5(10%)	22(8%)
無回答	6(3%)	5(10%)	11(4%)
計	220 (81%)	51(19%)	271(100%)

さらに、体罰の教育効果まで聞いており、表3のように教育効果を認める者が113名(42%)であり体罰経験者の方が45%と多くなっている。

表3 体罰の教育効果の有無 単位：人

区分	体罰経験あり	なし	計
教育効果あり	99(45%)	14(27%)	113(42%)
なし	45(20%)	17(33%)	62(23%)
不明	76(36%)	20(39%)	96(35%)
計	220(81%)	51(19%)	271(100%)

## 5 栗田の調査（1988年）

東京の中堅私学での調査である。1988年に倫理学の授業3クラスの学生389人に無記名アンケートを行ったところ、幼稚園から大学にかけて体罰経験がある学生が270名(69%)であった。(学校段階別には幼稚園6人、小学校117人、中学校177人、高等学校95人、大学4人)

## 6 安田の調査（1996年）

安田は執筆当時青森県立保健大学に勤務していたが、調査対象大学等は不明である。1996年に、国立大学教育学部学生121名、教育学部以外の学生（国立大学、私立大学）で教職を希望する学生140名、教職を希望しない私立短大生255名を対象に質問紙による集団調査を行ったところ、体罰経験に関して表4のような結果を得た。全体515名（不明1）中、体罰経験のある学生は258名（50.1%）であり、その内訳をみると教育学部生が60.3%、教職志望の学生が47.1%、非教職志望の短大生が48.8%となっている。男女別には男性の経験率57.6%、女性の経験率47.8%であった（表5）。

体罰について絶対に許されないとした者は38.9%であり、時と場合によっては許されたとした者が44.2%である（表6）。これを男女別にみると絶対に許されないとした者は男

体罰に係る大学生の経験と意見 —— 授業アンケート結果に基づく ——

性26%、女性43%であり、時と場合によっては許されたとした者は男性61%、女性39%となっており（表7）、男性の方が容認する比率が高い。時と場合によっては許されたとした者を、経験の有無別にみると、経験した者が52.1%、しなかった者が37.9%となっている（表8）。

表4 体罰経験の有無（学部等別） 単位：人

区分	国立教育学部	教職志望 (国立・私立)	非教職志望 (私立短大)	計
体罰経験あり	73(60.3%)	66(47.1%)	119(48.8%)	258(50.1%)
なし	36(30%)	64(46%)	115(45%)	215(41.7%)
覚えていない	12(10%)	10(7%)	20(8%)	42(8.2%)
計	121 (23%)	140(27%)	254(49%)	515(100%)

表5 体罰経験の有無（男女別） 単位：人

区分	男	女
体罰経験あり	76(58%)	182(48%)
なし	48(36%)	165(43%)
覚えていない	8(6%)	34(9%)
計	132(26%)	381(74%)

表6 体罰に対する意識 単位：人

	国立教育学部	教職志望 (国立・私立)	非教職志望 (私立短大)	計
絶対に許されない	41(34%)	46(34%)	110(44%)	197 (38.9%)
時と場合によって は許される	55(46%)	72(53%)	97(39%)	224 (44.2%)
わからない	16(13%)	12(9%)	30(12%)	58 (11.4%)
その他	8(7%)	7(5%)	13(5%)	28 (5.5%)
計	120(24%)	137(27%)	250(49%)	507(100%)

表7 体罰に対する意識（性別） 単位：人

	男	女	計
絶対に許されない	34 (26%)	162 (43%)	196(39%)
時と場合によっては許される	80 (61%)	145 (39%)	225(44%)
わからない	10(8%)	47(13%)	57(11%)
その他	7(5%)	21(6%)	28(6%)
計	131(26%)	375(74%)	506(100%)

表8 体罰に対する意識（体罰経験別） 単位：人

	経験あり	なし	覚えていない	計
絶対に許されない	75 (30%)	102 (48%)	20(49%)	197(38.8%)
時と場合によっては許される	132 (52%)	81 (38%)	12(29%)	225(44.3%)
わからない	28(11%)	24(11%)	6(14%)	58 (11.4%)
その他	18(7%)	7(3%)	3(7%)	28 (5.5%)
計	253(50%)	214(42%)	41(8%)	508(100%)

## 筆者が実施した授業内アンケート

東京多摩地域の中堅私学での調査である。筆者は、平成27年5月から9月にかけて、教職科目である理工系1年生中心のクラス（履修141名）、人文教育系2年中心のクラス（履修131名）、人文教育系3年中心のクラス（履修39名）、夏季スクーリングのクラス（履修69名）において簡単な授業内アンケートを行った。また、教職科目履修以外の学生の経験と意見を聞くため、経済学部の教員に依頼して授業の中でアンケートを実施してもらった。

調査項目は、以下のとおりである。（後掲参照）

- ・小中高等学校時代における体罰を受けた経験の有無（「体罰」かどうかは、回答者の主観により判断してもらった）
- ・体罰に関する意見（評価）として、内容によっては体罰を認めるかどうか
- ・学校教育法11条の認識

調査結果の概要は以下の通りである。

表9 授業アンケート概要

調査対象 の略称	1年理工系 クラス	2年人文教育 系クラス	3年人文教育 系クラス	3年非教職経 済系クラス	社会人 クラス
授業科目	制度と経営 (教職科目)	教育法規 (教職科目)	教育行財政 (教職科目)	経済学部 の説明会	夏季スキー リング(教育 法規(教職 科目))
履修学生	総合理工学 部1年生 が主。	人文学部、 教育学部の 2年生が主	人文学部、 教育学部の 3年生が主	経済学部 3年生	20代が 大半。30代 が少し
回答者数	119人	96人	23人	69人	64人
回答率 (回答数／ 出席者数)	90%	89%	72%	<u>70%程度</u>	93%
体罰経験率	18% (21人)	18% (17人)	35% (8人)	4% (3人)	36% (23人)
体罰容認率	50% (60人)	35% (34人)	39% (9人)	46% (32人)	38% (24人)
容認／体罰 経験あり	57% (21人 中12人)	71% (17人 中12人)	63% (8人中 5人)	100% (3人中 3人)	35% (23人 中8人)
11条既知／ 容認	75% (60人 中45人)	88% (34人 中30人)	78% (9人中 7人)	47% (32人 中15人)	83% (24人 中20人)

## 1. 体罰の経験

小中高等学校の時代に体罰を受けた経験があるかどうか聞いたところ、「1年理工系」、「2年人文教育系」のクラスでともに18%、「3年人文教育系」、「社会人（20代が大半、次に30代。その他の年代はきわめて少ない）」が35%、36%、「非教職経済系」が4%であった。これらから、体罰経験率は4%から36%の間にあると言え、単純平均すると19%となる。しかし、これら5つのクラスの経験率の間に統計的に有意な差があるかどうか確認すると（注）、「1年理工系」、「2年人文教育系」及び「3年人文教育系」の間には有意な差がなかったが、「非教職3年経済系」は他の4クラスのいずれとも有意な差があった。また、「社会人」は「3年人文教育系」以外の3クラスと有意な差があった。したがって、より正確にするため、本稿では経験率は以下のように整理する。

- ・経験率は単純平均すれば19%であるが、その内訳として教職志望の1、2、3年生の3クラスは18%、教職志望でない経済学部生の1クラスは4%、20歳を中心とする教職志望の社会人のクラスは35%。

## 2. 体罰を内容によっては容認する考え方

容認率の高い順に見ると、1年理工系クラス50%、非教職3年経済系クラス46%、3年人文教育系クラス39%、社会人クラス38%、2年人文教育系クラス35%となっている。単純平均すると容認率は43%となる。これらのクラスの間に統計的に有意な差があるかどうかを見ると、最大値の1年理工系クラスの50%と最小値の2年人文教育系クラスの35%の間には95%水準で差が認められた。そのほかの2クラス同士の組み合わせでは認められなかった。そこで本稿では容認率をより正確に表現する場合は以下のように整理する。

- ・容認率は単純平均すれば43%であるが、その内訳としては4クラスを平均したもの45%及び2年人文教育系クラス35%の二つがある。

## 考察

上記の各種の調査結果を図1にまとめた。調査の方法が違うので一つにまとめることは正確ではないが、大きく俯瞰するには便利なので作成した。なお、2015年度の数値は本稿の立場上からは、差のあるグループごとに分けて表示すべきであるが（例えば、経験率は[4%、18%、35%]というように並列表示）、図に示しにくいので単純平均の数値を掲げた。

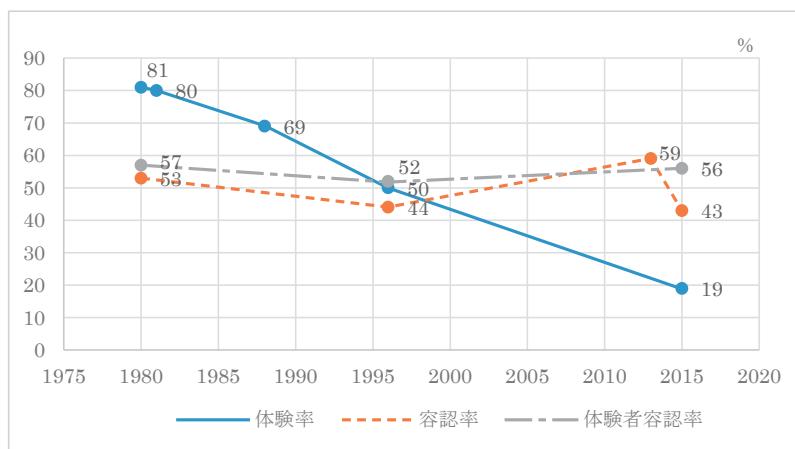


図1 体罰経験率、容認率等の推移

## 1. 体罰の経験率の減少

体罰経験率は1982年に81%だったものが、1988年69%、1996年50%、2015年19%（4%から35%の間）と減少していることが分かる。昔はきわめて多かったことが分かる。

## 2. 小職の調査結果と文科省の調査結果に大きな違い

文科省の全国調査では児童生徒一人当たり発生率は平成24年度が0.1%、25年度が0.07%と公表されている。これは1年間の結果なので、児童生徒が12年間在籍することから12倍しても、1.2%～0.84%に過ぎない。小職の調査では4%から35%の間である。この間の不整合をどう理解するか。解決案の参考となるものとして、東京都教育委員会が公表している

平成25年5月23日付け「都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）」がある。これによると、平成24年度は都内の都立及び市町村立の学校から体罰の報告があったものは教員数にして983人であり、このうち教育委員会が体罰と確認したものは182人である、としている。また、文科省の人事行政調査によると同年の東京都の体罰による懲戒処分等は59人である。これら3つの数値が東京都公立学校教員総数に占める割合を見ると、学校報告教員数は約1.2%（分母を76,663人として筆者算出）、教育委員会確認教員数は0.23%（同左）、懲戒処分等は0.08%となる。学校報告教員数の1.2%を12倍すると14.4%となり小職の調査結果に近い数値が得られる。このことから、以下の関係が示唆される。

大学生の認識～学校報告の数値>教育委員会確認・公表の数値>懲戒処分等の数値

### 3. 体罰の容認率はそれほど減少していない、経験者の方が非経験者よりも容認率が高い

体罰の容認率は、授業アンケートでは1982年が53%、1996年が44%、2015年が43%（単純平均。35%から50%の間）となっており、2013年の読売新聞の世論調査では59%と高い数値が出ている（ただし、回収率49%。回答者の中に高齢者の占める割合が多い）。また、体罰経験者についてみると、1982年では57%（非経験者39%）、1996年では52%（非経験者38%）、2015年調査では56%（単純平均）となっており、経験者ほど高い容認率を示している。既述の2013年の読売新聞の調査によれば、児童生徒の信頼関係があれば許されること、生活指導に効果があること、が主な理由として回答されている。その通りであろうが、信頼関係の有無を教師の側だけで一方的に判断してはいけないだろう。児童生徒の気持ちの変化にも適宜目配りする必要があろう。

いずれにしても、体験率が減少しているにもかかわらず容認率が依然として4割以上あるのは大きな問題である。

### 4. 学校教育法11条を知っているながら容認する者が相当数存在すること、11条の法的性格をどう考えるか

筆者の調査で、体罰を容認しながら学校教育法11条の体罰禁止の規定の存在も知っていると回答した者が、非教職のクラスは47%と低かったが、他の教職の4クラスの平均は80%に達している。これをどう考えたらよいか。

案の1 「許される体罰」と「許されない体罰」があり、11条が規定しているのは後者の体罰と解する。

案の2 「許される体罰」なる概念は認めず、およそ「体罰」は厳禁する。11条に該当する体罰は厳禁されるもの、と解する。

案の3 案の1の変形だが、体罰を「日常的な意味の体罰」と「法的に禁止されている体罰」に分け、11条が禁止しているのは後者とする。

学生の意識を正当化するには、案の1または案の3を採用する必要があるが、実務は案の2であろう。対処方策としては、(1) 学生の認識を改めさせる、(2) 11条の法的性格を案の1のような新解釈とする、のいずれかであろう。

## まとめと課題

体罰経験率、体罰容認率について授業内アンケートを行い、それを過去の調査と比較して推移を俯瞰した。その結果、経験率は大きく減少したが容認率はそれほど低下せず高いままとなっていることを、極めて不十分な調査であるがデータで示すことができた。しかし、1980年代の学生集団と今日の学生集団では、大学進学率の増大などで大きく異なる面も少なくないなど、データにいくつかの限界もある。今回の調査から過去との厳密な比較はできないので、本調査はいわばパイロット調査という位置づけになる。今後は母集団をより広く取り、方法も統計的により適切なものを用いて、より多くの調査結果を蓄積することが重要である。

今後とも体罰根絶に向けて一層の取り組みが必要である。その際には容認派の縮減方策の検討も重要である。

## 謝辞

アンケートに協力してくれた学生諸君及びスクーリングに参加の社会人の皆様、アンケートを実施してくださった経済学部のK教授、並びに小職の電話照会に丁寧に回答くださった教育委員会の方々に厚くお礼申し上げます。

注 5 クラス相互の統計的な有意差は以下の通り。t検定。\*p<.05, \*\*p<.01

	1年理工系	2年人文教育系	3年人文教育系	3年非教職経済系	社会人
1年理工系	—	なし	なし	**	**
2年人文教育系	なし	—	なし	**	*
3年人文教育系	なし	なし	—	**	なし
3年非教職経済系	**	**	**	—	**
社会人	**	*	なし	**	—

参考文献

- 今津幸次郎　学校と暴力　いじめ・体罰問題の本質　平凡社　2014年
- 喜多明人　体罰に関する調査ノート　立正大学文学部論叢87　1988年3月
- 栗田充治　体罰といじめ—亜細亜大学の調査—　亜細亜大学教養部紀要38　1988年
- 東京都教育委員会　平成25年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について  
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/soumu/choho/612/pr140522c.htm>
- 樋口修資　スクールコンプライアンスから見た学校教育における懲戒と体罰の範囲と限界について  
明星大学教育学部研究紀要4　2014年
- 藤井誠二　体罰はなぜなくならないか　幻冬舎　2013年
- 毎日新聞大阪朝刊2面　世論調査　2013年2月4日
- 文部科学省　平成25年8月9日「体罰に係る実態把握（第2次報告）の結果について」通知  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1338569.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1338569.htm)
- 文部科学省　平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査について  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afIELDfile/2015/01/30/1354718\\_20.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afIELDfile/2015/01/30/1354718_20.pdf)
- 安田勉　体罰経験とその意義—大学生の意識調査から—　青森保健大学紀要1（2）　1999年
- 読売新聞朝刊15ページ　教育に関する全国世論調査　2013年4月18日

学生質問紙調査の調査票

体罰に関するアンケートのお願い

平成 27 年 月 日

平成 24 年 12 月の大坂市立高校の体罰事件を契機に、体罰に関して、文部科学省や教育委員会において通知の発出、調査や研修の実施などが行われてきました。しかし、一方、依然として体罰一部容認派も存在しています。そこで、実証研究のため、このアンケートを行います。回答は任意であり、授業科目の評価とも関係ありません。協力方よろしくお願いします。

該当する選択肢を○で囲んでください

問 1 あなたは、これまでの学校生活の中で、体罰を受けたことがありますか(体罰かどうかは、あなたの主観で決めてください)

- ア ある → a 小学校、b 中学校、c 高校  
イ ない

更問「ア ある」と回答した方に伺います。それは以下のどこで行われましたか

- (ア)授業中、(イ)部活動、(ウ)その他

問 2 体罰に関するあなたの考えを伺います。

- ア 体罰は一切行ってはいけない。  
イ 体罰は内容による。許される体罰もある。  
ウ わからない

問 3 体罰は学校教育法 11 条により禁止されているが、このことを知っていたか。

- ア 知っている  
イ 知っていない。

ご意見がある場合は、裏面に自由にお書きください。